北泉海水浴場出店募集要項

１．開催目的

南相馬観光協会では、南相馬市民が北泉海岸で飲食等の面で楽しんでもらうことを目的として、当協会として露店の出店を募集するもの。

２．主催

一般社団法人　南相馬観光協会

３．開催日時（予定）

令和５年７月１５日（土）～８月２０日（日）　午前９時～午後４時

４．開催場所

北泉海浜総合公園

５．募集内容

(1)出店資格

　以下のすべての条件を満たすこと。

①南相馬市内で３年以上、事業を営む事業者（法人又は個人）であること。

②事業者の代表者並びに従事者が南相馬市に居住する者であること。また、

代表者は申請日現在、３年継続して南相馬市に居住する者であること。

③事業者の代表者・関係者（従事者含む）等が暴力団関係者でなく、

福島県暴力団排除条例及び南相馬市暴力団排除条例を遵守し、同条例に基づ

き行う事務手続きに積極的に協力すること。

④食品を販売する場合、福島県が発行する南相馬市内で営業可能な営業許可証

を有していること。また有していない場合、営業開始の日前までに取得見

込みであること。

　　　⑤期間中、7日以上の出店が可能であること。

⑥出店期間中、毎日ビーチクリーン活動に参加するとともに、活動により回

収したごみ（海水浴場監視員が回収したごみ含む）について出店者にて処分を行うこと。

⑦募集要項に定める条件を満たし、各規定並びに誓約書を遵守すること。

(2)提供品目

出店することができる品目は、次の①～③の要件を満たすものする。

①事業者が自己又は自己の責任において生産又は販売する品目であること。

②各種法令、条例等に違反しない品目であること。

③危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生の恐れのない品目であること。

※出店出来ない品目例：生き物（昆虫、動物等）、違法コピー商品（偽ブランド品等）、危険物（石油・ガス類、模造刀、モデルガン等）、抽選くじ

(3)出店数

　 若干数

(4)出店の制限

選考により出店を断る場合がある。なお、選考にあたって、次の条件を満たす事業者を優先的に採用する。

・南相馬産の食材を活かした飲食ブース

・過去に主催者や市が主催するイベントへの出店実績

(5)出店の許可

保健所発行の「営業許可証等」を提出後、海の家出店許可証を発行する。

(6)保健所等の許認可

各出店者の負担において、保健所等において、許認可の必要な業種を取得するとともに、許認可証の写しを営業開始の日前までに主催者へ提出すること。ただし、許認可証の写しの提出がない場合は、出店の申込を取り下げたものと見なすので注意すること。

(7)売り上げの報告

全営業期間の終了後、主催者へ売上金額の報告を行うこと。

６．申込方法

　　　出店申込書兼出店計画書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて主催者へ提

出すること。

　　(1)受付日時

　　　令和５年６月１９日（月）午前１０時～

令和５年６月３０日（金）午後５時１５分まで

(2)提出方法

　　南相馬観光協会へ直接持参にて提出する。

　(3)提出書類

　　①出店申込書兼出店計画書（提出書類１～提出書類４）

　　 ※提出書類は、主催者が配布する専用の用紙を使用すること。

　　 ※販売品目に記載のないものは、販売することは不可とする。

　　 ※販売品目の欄には、料理の種類等ではなく、メニュー名を１品詳しく記入

すること。

例：「揚げ物」　→×　「フライドポテト」、「唐揚げ」→〇

　　「串焼き」　→×　「焼き鳥」、「イカ焼き」→〇

　　「おもちゃ」→×　「風船」、「お面」、「光おもちゃ」

②本人確認書(提出書類５)

※代表者を含む従事者は５名以内とすること。

※代表者及び従事者全員分の運転免許証等の顔写真付き身分証明書の写

しを貼り付けること。

　※転居等で裏書がある場合は、裏面の写しも貼り付けること。

③誓約書（提出書類６）

※代表者及び従事者全員分の自筆の署名、押印が必要となる。

④露店営業許可証等の写し

　　　※食品を調理・販売する場合は対応する営業許可証等の写しを提出すること。

※許可不要品目での申し込みは不要。（許可が必要な品目は、事前に保健所

にて確認すること。）

※申請時に許可証等を有していない場合、営業開始の日前までに取得し、

提出すること。

⑤法人登記事項証明書の写し（法人で申し込む場合）

　　　　※発行から３ヶ月以内の写しを提出すること。

　　(4)その他

　　同一の申請者で複数申込むことは不可とする。また事業者の代表者並びに従

　事者が別の申込において、代表者、従事者のいずれになることも不可とする。

これらに反する申込があった場合は、そのすべてを無効とする。

７．出店場所等

北泉海浜総合公園内

・出店スペースは原則、間口 5.34m×奥行 3.56m以内とする。

・テント、テーブル、その他必要な機材、消耗品等は出店者で準備すること。

・設営、器具等の搬入、設置から調理、販売、撤収まで出店者が行うこと。

・調理等に使用する水、電源の使用料は出店者が負担すること。

・火気を取り扱う場合、消火器を設置すること。

・出店ブースの位置については、主催者にて決定する。

・出店ブースについては、期間終了後に原状回復を行うこと。

８．出店料

無料

※ただし、人件費及び荷物の搬送費並びに店舗ごとに必要とされる備品、

消耗品等については、各事業者の負担とする。

※やむを得ない事象の影響で海水浴場の開設が中止または期間が短縮等にな

った場合においても、経費の補償はしない。

９．その他

(1)出店者は出店要項を遵守すること。もし、これに反する行為があった場合、出店を取

り消す。また、出店取消の場合、これにより発生した損害については、一切賠償しない。

(2)人身、物損、盗難等の事故に関して、主催者及び北泉海水浴場管理者の南相馬

市は一切の責任を負わないものとする。

(3)出店及び食品販売行為に関して発生したトラブルに対しては、販売後も含めて

出店者にて対応することとする。

(4)出店にあたる提出書類には虚偽の内容を記入しないこと。また、提出書類の内容

に変更が生じた場合は直ちに主催者に報告すること。また、提供品目を追加する変更は認めない。

(5)自己が利用する露店は、自己管理とし、又貸し等は行わないこと。

(6)他ブースや来場者の迷惑となる行為(BGM音量、宣伝行為、誹謗中傷等)は行わない

こと。

(7)ブースには店舗名を掲示すること。

(8)飲酒した者が出店、販売を行わないこと。

(9)食品等の販売は、食品衛生法の規約を守り、保健所の許可等が必要な業種は各自取得

し食中毒の内容に十分配慮すること。

(10)家庭用品品質表示法、食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法等に定めら

れた表示方法、内容を遵守すること。

(11)各種営業許可証は来場者に見える位置に掲示すること。

(12)出店時に出たゴミ、容器等については責任をもって持ち帰ること。また会場は

海域に隣接しているため、生ゴミや油等は絶対に流さないこと。

(13)出店者は、入れ墨等、来場者を不快にさせない工夫をし、全ての来場者（関係者含む）

に対し、笑顔で接客する等、明るい海水浴場運営に協力すること。

(14)出店者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年

法律第77 号）第２条第６号に指定する暴力団員をいう）でないこと。また、それ

に該当する者を雇わないこと。なお、出店開始後においても代表者及び従事者が暴力

団員とならないこと。

　(15)提出書類については、北泉海水浴場管理者の南相馬市と情報を共有するものとする。

(16)主催者及び南相馬市からの指示、指導に従うこと。

(17)やむを得ない事情がある場合、募集要項内の規定等を変更する場合がある。

(18)本事項に記載のある項目を違反し、主催者の指示に従わない場合は、即時退場を求める。

１０．個人情報について

　　　提出書類記載の内容については、北泉海水浴場管理者の南相馬市と情報を共有するものとし、個人情報保護法並びに関連法令に基づき、出店者の募集、管理以外の目的には使用しません。また、海水浴場閉設後は、すみやかに破棄します。

１１．問い合わせ先

一般社団法人　南相馬観光協会

〒975-0008

福島県南相馬市原町区本町二丁目52番地

TEL : 0244-22-2114

FAX : 0244-22-2115

※問い合わせは、申込方法など実務に関する質問のみ対応します。

ご意見・ご要望などにはお答えできません。

また、窓口対応中など電話に出られない場合があります。